

各組織における「倫理」に係る規律及び研修等の状況

	裁判官	検察官	一般の国家公務員	警察	弁護士
規律の内容等	<p>○裁判所法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49条は、懲戒事由に関し「品位を辱める行為があったとき」と規定するところ、職務外の行為も該当し得る。 ○裁判官弾劾法 ・2条は、弾劾事由として、「職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」と規定。 ○下級裁判所の裁判官の倫理の保持に関する由合せ ※国家公務員倫理法等の倫理規範を尊重するものとした。 	<p>○国家公務員法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・82条1項3号は、懲戒事由として「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」と規定し、また、99条は、「その自職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と規定するところ、職務外の行為もこれらに該当し得る。 ○国家公務員倫理法 ・3条で倫理原則を規定し、第2章で倫理規程の策定を義務付け。 ○国家公務員倫理規程 ・1条5号は、「倫理行動基準」の一つとして、「勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならぬ。」と規定。 <p>○法務省職員倫理規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検察の理念 ・検察権行使上の心構え（総論十各論10項目） ○各高校の非違行為等防止対策地域委員会等作成のコンプライアンスマニュアル等 	<p>※消費者庁においては、「消費者庁の使命」「消費者庁の行動指針」を策定（同庁HP）</p> <p>○警察職員の職務倫理及び服務に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2条2項5号において、職務倫理の基本の一として「清廉にして、堅実な生活態度を保持すること」等と規定。 	<p>規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士法 ・56条1項は、懲戒事由に関し「その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったとき」と規定。 ○日弁連会則 ・第2章で「弁護士道徳」を規定し、細部は会則に委任。 ○弁護士職務基本規程（会務） ・第1章で「基本倫理」として8か条を規定した上、刑事弁護における規律、裁判の関係における規律等、各種規律計82か条。 制度（手続） ○弁護士法・日弁連会則各第8章 ・細則委員会、懲戒委員会、細則審査会 ・議決権のある外部委員の関与 	<p>研修全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○弁護士倫理研修 ○弁護士倫理委員会規程及び同規則により実施。登録初年度、登録後3年、登録後5年、その後5年ごとの年次に達した委員に参加義務付け。 ※平成29年の職務履行率は98.8パーセント
研修の状況等	<p>（研修全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同法研修所において実施している研修のうち、各期の全員が参加して実施される①「新任判事研修会」（司法修習生から判事補への任命直後）、②「判事任命者研究会」（任命直後）等において、裁判官の倫理の取扱いあり。 （幹部研修） ○一定のポストに就いた者が参加して実施される①「新任部総括裁判官研究会」（部総括の任命直後） ②「部総括裁判官実務研究会」（部総括名後一定期間経過後） ③「実務協議会」（地裁裁所長の任命直後）等において、裁判官の在り方や組織運営に関する講義・事例研究等を実施。 	<p>（研修全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新任検事研修、検事一般研修（任命後7～10年前後）及び検事専門研修（任命後7～10年前後）のいずれにおいても検察官倫理を含む各種講話等あり。 （幹部研修） ○法裁官・支那専修セミナー ・組織運営の在り方や通訳・聴書・不祥事対応の在り方、監察等についての講義あり。 ○検察運営セミナー ・外部講師を招聘し、危機管理や働き方改革等の講義を実施。 （その他の取組） ○日々の業務（決裁時や各庁の実情に応じたミーティング実施時）、夏期や冬期における部下・職員宛の通知 ○会同時の法務大臣訓示、刑事局長指示 	<p>（研修全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規採用職員から幹部までの各役職段階別の研修等の機会や、eラーニング等様々なツールを通じて、倫理に関する研修を実施。 （幹部研修） ○新任局長・審議官級職員を対象として全体の奉仕者としての公務員の役割を再認識するための「幹部に対する役職意識の徹底のための研修」、新任審議官級職員を対象として消費者・生活者の声に親れる「昇任時相対窓口等体験研修」等を実施。 （その他の取組） ○国家公務員倫理月間に際し、事務次官等から職員へのメッセージの発信等を実施 	<p>（研修全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察の教育機関は、警察大学校、警区警察学校及び都道府県（県庁）警察学校における全ての教育課程で職務倫理教育を実施。 （幹部研修） ○警察大学校では、新任警部などの幹部教育として、管理監督を行う立場で、非違事項の防止のためのマネジメントに関する講義、実際の非違事項を題材とした演習などを実施。 （その他の取組） ○警察署長会議などで非違事項防止対策が議題とされるほか、各種通達や部下職員への指示を実施。 	<p>（研修全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察の教育機関は、警察大学校、警区警察学校及び都道府県（県庁）警察学校における全ての教育課程で職務倫理教育を実施。 （幹部研修） ○警察大学校では、新任警部などの幹部教育として、管理監督を行う立場で、非違事項の防止のためのマネジメントに関する講義、実際の非違事項を題材とした演習などを実施。 （その他の取組） ○警察署長会議などで非違事項防止対策が議題とされるほか、各種通達や部下職員への指示を実施。